

運営規程

設置主体 大野市

指定管理者 医) 平谷こども発達クリニック

代表：管理者 平谷美智夫 所長：松村千里

1 事業の目的

発達に気がかりさをもつ児童、自閉症・注意欠陥多動性障害（ADHD）・学習障害といった発達障害をともなう児童を対象に、利用者の発達段階・障害特性に応じた自立と生活の質向上、ならびに二次障害としての重篤な行動障害を予防するために、療育および園や学校等への訪問支援の提供を行うことを目的とします。

2 サービスの指定

児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援にかかる指定通所支援

指定番号 1850400316

指定年月日 平成30年7月1日

3 運営の方針

- ① 発達に気がかりさをもつ児童、自閉症・ADHD・学習障害をともなう児童を対象に、個別療育・集団療育・園や学校等への訪問支援を行います。
- ② サービス開始前にはアセスメントを行って本人の能力や行動特性を保護者とともに把握し、それに基づいて今後の支援の方針を決定します。
- ③ 利用者本人の能力と障害特性に応じた自立ならびに社会適応を目指し、それに向けた日常生活における基本的スキルの獲得と、行動特性に配慮した適切な環境設定の検討を療育の主たる内容とします。保育所等訪問支援の提供に当たっては、利用者が他の児童との集団生活に適應することが出来るよう、利用者の身体及び精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものとします。
- ④ 利用者本人と保護者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って支援を提供します。
- ⑤ 日常生活での家族の取り組みが不可欠との観点から、事業者が保護者の共同療育者として日常生活と連動した療育を行うために、児童発達支援・放課後等デイサービスにおいては保護者の同伴を原則とします。
- ⑥ 利用者の通う園や学校、市町村行政、保健、医療、福祉サービスを提供する事業者等と密接な連携のもと、個別支援計画に沿って計画的に支援を行います。

4 職員体制

職員の職種	人数	区 分		職務の内容
		常勤	非常勤	
管 理 者	1		1	事業の運営管理責任者
児童発達支援管理責任者	1	1		個別支援計画の作成及び利用者の直接支援及び事務
児童指導員（訪問支援員）	4	2	2	個別支援計画の作成及び利用者の直接支援

機能訓練担当職員（訪問支援員）	3		3	個別支援計画の作成及び利用者の直接支援
-----------------	---	--	---	---------------------

5 開設日時 5日/週 9:00～17:00

※サービス提供時間は12:00～13:00を除く7時間とします。

※ 祝日及び12月29日～1月3日にあたる場合は除きます。

※ 事業者の都合により、開設日時を振り替えたり、休業としたりすることがあります。

6 利用定員 1日10名までとします。

7 利用料 1) 厚生労働大臣が定めた額

2) 通所給付支給対象外サービス利用料金：おやつ代実費、創作活動等の材料費実費

8 通常の事業の実施地域 福井県大野市、勝山市

重要事項

1 サービス利用にあたっての留意事項

- ① 児童発達支援および放課後等デイサービスをご利用の際は保護者の同伴を原則とします。
- ② 利用者ならびに保護者は、事業での活動に積極的に参加することとします。
- ③ 「住所」および「支給量」など「受給者証」記載内容の変更があった場合にはできるだけ速やかに本事業所従業員にお知らせください。また、本事業所より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示をお願いします。
- ④ 伝染性の病気については、医師の許可が出てから通所してください。
- ⑤ 利用者は、事業所内の設備、器具を本来の用法に従って利用することとします。これに反した時は、その損害を弁償し、または現状に回復していただきます。損害賠償の額は、利用者及び扶養義務者の収入及び事情を考慮して減免することがあります。
- ⑥ むやみに他の指導室などに立ち入らないでください。
- ⑦ 第三者（保育園の職員等）による見学等は、事前に事業者ならびに他利用者の了解を得る必要があります。他利用者の了解については事業者が確認を行います。
- ⑧ 利用者の兄弟姉妹が同伴することは、原則お断りします。やむをえず同伴される場合は保護者の責任において安全の配慮をお願いいたします。
- ⑨ サービスの提供にあたり、利用者の送迎は一切行っておりません。
- ⑩ 事業所内での他の利用者に対する宗教活動、政治活動および物品の販売等は禁止します。
- ⑪ 事業所内は禁煙とします。
- ⑫ 事業所内へのペットの持ち込みは禁止します。

2 保険加入

事業者は、サービスを提供するに当たって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに賠償いたします。当事業所は、賠償責任保険に加入しています。

3 苦情受付窓口について

- ・サービスに対する苦情やご意見は、児童デイサービスセンター窓口で受け付けます。
- ・「第三者委員」を設置しています。

4 緊急時等における対応方法・協力医療機関

利用中に様態の変化等があった場合は、保護者の同意を得て協力医療機関で対応します。

協力医療機関：栃木医院 大野市春日92号6番地

5 非常災害対策

非常時の対応	別途に定める「消防計画」に則り、対応を行う
近隣との協力関係	町内会への協力依頼
平常時の訓練など	年に2回
防災設備	消火器

6 虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は、利用児童に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為は行いません。また、利用児童の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な体制の整備を行うとともに、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可)を定期的に開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底を図ります。
- ② 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ③ 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者及び責任者を置きます。

7 身体的拘束等の禁止

・事業者は、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用児童又は他の利用児童等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用児童の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行いません。前項の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合をいいます。

- ① 利用児童又は他の利用児童の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。
- ② 身体的拘束等を行う以外に当該利用児童又は他の利用児童の生命又は身体を保護するための手段がないこと。
- ③ 身体的拘束等が一時的なものであること。

・事業者は、身体的拘束等を行う場合は、管理者及び児童発達支援管理責任者を含む3名以上で構成する組織体で判断し、その態様及び時間、その際の利用児童の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他必要な事項を記録及び保管します。

・事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可)を定期的に開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底を図ります。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③ 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

8 感染防止対策に関する事項

事業者は、事業所内外での感染症の発生及び蔓延防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 感染症の発生及び蔓延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い、研修を通じて、感染症対策の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ② 感染症の発生及び蔓延防止のための指針を定めます。
- ③ 感染症の発生及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底します。

9 職場におけるハラスメントの防止

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景として言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

10 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ① 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- ② 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.1 安全計画の策定等

事業者は、利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業員、利用者等に対する事業所外での活動を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じます。

- ① 事業者は、従業員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施します。
- ② 事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図れるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知します。
- ③ 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとします。

1.2 その他運営に関する重要事項

- ① 事業者は、従業員の資質向上のため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備します。

1) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

2) 継続研修 年 1 回

- ② 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者本人またはその家族の秘密を漏らしません。
- ③ 従業者であったものに、業務上知り得た利用者本人またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- ④ 保護者の同意のもとに、市町村役場、福祉事務所、児童相談所、かかりつけの病院などの機関から、児童の個人情報を提供していただく場合があります。
- ⑤ 保護者の同意を得て、児童の個人情報をサービス提供関係者との会議で利用する場合があります。

附則 この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行します。